

令和7年度 あおさのり 海苔網購入補助金のお知らせ

物価高騰により高額となるあおさのり養殖に必要な海苔網の購入費の2分の1（上限10万円）を補助します。

申請期限：令和8年 2月27日

補助を受けられる方

- ◆鳥羽磯部漁業協同組合又は三重外湾漁業協同組合の組合員で、第1種区画漁業権の存在する水面で藻類養殖業を営む漁業者。
- ◆市内に住所または事業所を有していること。
- ◆市税に滞納がないこと。（徴収猶予の適用を受けている場合を除く）
※申請期限内に滞納が解消された場合は補助を受けることができます。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- ◆補助金の申請は1年度につき1回とする。

補助の対象となるもの

- ◆あおさのり海苔網購入にかかる費用
※消費税等は対象外
※購入費の2分の1とし、上限10万円（1,000円未満は切り捨て）
※令和7年4月1日以降購入分を対象とする

申請方法

- ①下記の書類を市に提出する
提出書類：あおさのり海苔網購入補助金交付申請書兼実績報告書
購入した数量及び単価・金額が証明できる領収書、写真等
- ②市から補助金の交付決定通知書兼交付確定が通知される
- ③補助金の請求書を提出する
- ④市から口座に入金

問い合わせ先

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）